

令和2年第4回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年3月23日(月) 午後2時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 笠間八十公 委員 2番 蘇武徳行 委員
3番 久我一仁 委員 4番 千葉みどり 委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	菅原昭憲
次長	鈴木学
次長	多田陽
教育総務課長	入野美奈子
学校教育課長	小野寺幸博
学校教育課副参事	高橋和宏
社会教育課長	伊藤寿浩
文化財保護課長	大立目正孝
教育研究センター所長	松田良幸
教育研究センター副参事	菅原健志

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 菅原光宏

6 出席点呼・開会

午後2時00分

佐藤教育長

本日は、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

佐藤教育長

3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

(令和2年2月13日開催の令和2年第2回栗原市教育委員会定例会及び同年3月16日開催の令和2年第3回栗原市教育委員会臨時会の概要を説明)

佐藤教育長

説明が終わりました。内容について質問はありますか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、異議なしと認め、令和2年第2回教育委員

会定例会会議録及び第3回栗原市教育委員会臨時会会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

佐藤教育長 次に、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。1番 笠間委員、2番 蘇武委員にお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

佐藤教育長 次に、5 教育長報告を行います。事前に配布いたしました本日の日程につきましては、(1) 一般事務報告としておりましたが、専決処分を行った案件もございますので、(2) 専決処分報告を追加させていただきます。

では、始めに、(1) 一般事務報告 について、御説明いたします。別紙の教育長一般事務報告を御覧ください。

1 第2回教育委員会定例会後の主な対応事業です。第2回から第5回まで、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市を挙げて取り組んでおります。3月10日から13日までの間、学校を臨時休業にしましたので、私と高橋副参事が、市内の全ての小中学校を訪問してきました。先生方は事務整理と清掃を念入りに行っており、休業中の子どもたちの様子を確認するため、電話連絡や家庭訪問を行ってまいりました。子どもたちは、外で遊び歩いている様子もなく、ほとんど自宅で過ごしている状況です。子どもたちは、学校で言われたことをしっかり守って生活していると思えました。今年の卒業式は、築館中学校と花山小学校に行ってきました。築館中学校は、在校生が不在で、花山小学校は、全員参加でしたが、良い卒業式を執り行っていたと思います。17日に、奨学生の選考委員会を開催しております。8人の希望者全員が奨学生に採用されました。委員長に蘇武德行委員、副委員長に千葉みどり委員が就任されました。

続いて、2 児童・生徒及び教職員の状況の2月分ですが、生徒指導の概況を御覧いただきたいと思えます。不登校実人数は、小学生が26人、中学生が54人ということです。小学生は、昨年が15人、一昨年は8人でしたので、どんどん増えてきている状況であります。中学生は、昨年が55人、一昨年は54人でしたので、この辺で落ち着いているところですが、いずれにしても、これだけの人数になっている。けやき教室や心のケアハウス、市の教育相談員をうまく連携させ、子どもたちの様々な悩みに対応して、不登校を一人でも減らせるような仕組みを作っていきたいと思えます。再来年ぐらいから本格的に実施する方向で、担当に指示しているところでもあります。問題行動は、前月と同様

の子どもたちであります。事故・けが等については、小学生のけががありました。大きなことには至っておりません。教職員の事故は、速度超過と体罰等がありました。体罰に関しては、十分、気をつけるように話しをしていた中で、このようなことになり、とても残念に思っているところであります。その他に、家出の案件と児童相談所に通告した案件がありました。私からは、以上であります。

何か質問がありましたら、お願いいたします。

久我委員

全国的に新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休業になっていますが、栗原市教育委員会に対して、市民から意見やクレームなどがあれば、教えていただきたい。

多田次長

私が電話を受けたものは1件のみで、在校生を卒業式に参加させることの是非についてでした。

社会教育課長

社会教育課では、放課後児童クラブの支援員でのマスク着用について、着用していない支援員は、着用してほしいという要望を受けました。その他に、体育施設の利用で、スポーツ少年団に利用させてくれないかというものでした。

蘇武委員

施設の開放は、いつからするのですか。

社会教育課長

施設の利用につきましては、小中高生の入館を禁止しておりますが、解除したいと考えております。身体接触や感染予防を考え、ランニングやストレッチを基本に利用していただくこととなります。

笠間委員

(3) その他の中学校3年生の行方不明の男子生徒について、私は聞こえなかったのですが、築館の方がアナウンスを聞いたと言っていました。市内全域に放送したのでしょうか。

鈴木次長

親御さんが警察に捜索願を出したことから、警察から市に対して、広報アナウンスの依頼がありました。市では、親御さんに確認を取り、了解を得た上で一斉放送しております。

笠間委員

家出の原因は、分かりますか。

高橋副参事

特に何かがあったということではなく、時々、旅に出たくなるということで、今回は、少し遠くまで行ってしまったということです。

笠間委員

不登校の中学3年生は、全員進学できたのでしょうか。

高橋副参事

現在、二次募集の最中で、各学校が集約中であることから、該当の生徒が、どのようになっているかは確認できておりません。但し、1名のみ、在家庭が決定しているとのこと。

佐藤教育長

ほかに、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、(1) 一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

佐藤教育長

次に、(2) 専決処分報告 報告第3号 専決処分の報告について、令和2年第2回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意

見について、事務局から説明を求めます。

教育総務課長

追加日程の綴り1ページをお開きください。報告第3号 専決処分の報告について、令和2年第2回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見を栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年4月1日教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年3月23日提出栗原市教育委員会 教育長。1 意見 異議なし、2 専決年月日 令和2年3月19日。議会に提案する教育関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたことに対し、異議の無い旨、回答したもので、3月26日開会予定の令和2年第2回栗原市議会臨時会に、新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算を提案することになったものであります。内容につきましては、追加資料の1ページから7ページに掲載しておりますので、御覧ください。

学校教育課長

主な内容につきましては、追加資料の14ページを御覧ください。歳出予算の4款衛生費に3千万円の消耗品があります。このうち500万円につきましては、幼稚園10園分のマスクや消毒液の購入費となっております。このほかに、GIGAスクールの関係で、国からの歳入予算が減額されたことに伴い、10款教育費の小学校費と中学校費の国県支出金、地方債、一般財源を財源組み替えしております。

社会教育課長

同じく14ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費の放課後児童クラブ委託料467万8千円につきましては、学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの午前中開所に係る費用の計上でございます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

蘇武委員

3月は給食がありませんでしたが、給食費の取り扱いは、どのようになるのですか。

学校教育課長

追加資料の13ページを御覧ください。3月2日から24日まで給食が提供できなかった分につきましては、保護者からいただかないものとして、21款諸収入の学校給食費負担金現年度分1千677万3千円を減額しております。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

（なしの声あり）

御質問がないようですので、教育長報告を終わります。

10 議 事

佐藤教育長

次に、6 議事に入ります。ここで、事務局から議案の追加提案の申し出がありますので、事務局の発言を許可します。

教育総務課長

本日は、23案件を提案しておりましたが、4案件を追加し、議案第33号から議案第36号として、御審議いただきますよう提案いたします。

佐藤教育長

事務局から、4案件の議案追加の提案がありました。日程24から日程27として審議いただいて、よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、議案第33号から議案第36号について、日程を追加して、御審議いただきます。

日程1 議案第10号 栗原市長の権限に属する事務の委任について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

日程の綴り1ページを御覧ください。議案第10号 栗原市長の権限に属する事務の委任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号の2の規定により、市長から協議があった市史編さんに関する事務を委任することについて、次のとおり意見を提出する。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。意見は、異議なしとして提出するものであります。栗原市史につきましては、合併20周年を目途に編さんしたいという市長の意向と、その事務を教育委員会で行ってほしいという意向に基づき、教育委員会に事務を委任することについて協議のあったものであります。教育委員会が執行する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に規定されておりますが、栗原市史編さんにつきましては、教育委員会の事務として定められていないことから、事務を委任することについて、市長から協議されたものです。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程1 議案第10号 栗原市長の権限に属する事務の委任については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程2 議案第11号 栗原市教育委員会外国青年招致事業員の設置等に関する規則を廃止する規則について、日程3 議案第12号 栗原市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則について、日程4 議案第13号 栗原市社会教育指導員設置規則を廃止する規則については、関連しますので、一括審議をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書2ページを御覧ください。議案第11号 栗原市教育委員会

外国青年招致事業員の設置等に関する規則を廃止する規則について、栗原市教育委員会外国青年招致事業員の設置等に関する規則を廃止する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。3ページは廃止する規則であります。廃止する理由であります、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤特別職である外国青年招致事業員を会計年度任用職員に移行するため、規則を廃止するものであります。附則として、この規則は令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。議案第12号 栗原市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則について、栗原市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。改正する理由であります、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤特別職である在学青少年指導員を会計年度任用職員に移行するため、規則を改正するものであります。5ページは、改正する条文です。6ページの新旧対照表を御覧ください。第9条の委嘱から第15条の解職については、栗原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則により、新たに定めることから、削除するものであります。附則として、この規則は令和2年4月1日から施行するものであります。

社会教育課長

定例会日程8ページをお開き願います。議案第13号 栗原市社会教育指導員設置規則を廃止する規則について、栗原市社会教育指導員設置規則を廃止する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。9ページを御覧ください。議案第11号及び議案第12号と同様に、今回の改正は、社会教育指導員が会計年度職員に移行されることから、栗原市社会教育指導員設置条例を廃止するため、関連する同規則を廃止するものであります。附則であります、施行期日を令和2年4月1日としております。

以上、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、日程2 議案第11号 栗原市教育委員会外国青年招致事業員の設置等に関する規則を廃止する規則について、日程3 議案第12号 栗原市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則について、日程4 議案第13号 栗原市社会教育指導員設置規則を廃止する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程5 議案第14号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書10ページをお開き願います。議案第14号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。改正する理由でございますが、文部科学省から示されました公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を受けて、改正するものであります。12ページの新旧対照表を御覧ください。改正する内容は、第25条の2に業務量の適切な管理として、教育委員会は、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針により、業務量の適切な管理その他同法第2条第2項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図るため必要な措置を講ずるの条文を追加するものであります。施行期日は、令和2年4月1日としております。

以上、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程5 議案第14号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程6 議案第15号 栗原市立学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書13ページをお開き願います。議案第15号 栗原市立学校等の給食費に関する規則の一部改正する規則について、栗原市立学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。15ページの新旧対照表を御覧ください。改正内容でございますが、第3条で、改正前は、園児に係る給食費の免除の範囲を第1号から5号まで定めておりましたが、令和2年4月1日から、すべての園児が対象となることから、改正案として、栗原市内に居住する園児に係る給食費は徴収しないとするものであります。施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程6 議案第15号 栗原市立学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程7 議案第16号 栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

16ページをお開き願います。議案第16号 栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。17ページを御覧ください。今回の改定は、栗原市立図書館での図書の個人貸出期間及び冊数と視聴覚資料の貸し出しについて、館長が特に必要と認めるときに変更が行えるように規定するものであります。18ページをお開き願います。規則の新旧対照表で説明いたします。第10条の図書の個人貸出の期間及び冊数に、ただし書きとして、館長が特に必要と認めるときは、貸出期間及び冊数を変更することができるを加えるものです。併せて、個人貸出期間はの後に句点を加え、規則文の整理を行っております。次に、第13条第3項の視聴覚資料の貸出しに、第10条と同様、ただし書きとして、館長が特に必要と認めるときは、貸出期間及び数量を変更することができるを加えるものであります。附則につきましては、この規則は公布の日から施行するものでありますとしております。

以上、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

改正の背景を説明してください。

社会教育課長

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の関係で、児童生徒が外出することを制限されたり、暴風雪などで図書等の返還ができないなど、特別な事情がある場合に、館長の権限において、貸出期間や貸出数量を変更できるものとしたものであります。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程7 議案第16号 栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程8 議案第17号 栗原市郷土資料館条例施行規則を廃止する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

日程綴りの19ページをお開きください。議案第17号 栗原市郷土資料館条例施行規則を廃止する規則について、栗原市郷土資料館条例施行規則を廃止する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。廃止の理由は、令和2

年第1回栗原市議会定例会において審議されました栗原市郷土資料館条例を廃止する条例が、令和2年3月2日に公布・施行されたことから、関連します施行規則を廃止するものでございます。この規則は公布の日から施行するものとしております。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程8 議案第17号 栗原市郷土資料館条例施行規則を廃止する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程9 議案第18号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

日程の綴り、21ページを御覧ください。議案第18号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。規則の改正文につきましては、22ページ、23ページを御覧ください。主な改正点は、分掌事務の変更、会計年度任用職員制度の開始及び栗原市郷土資料館条例の廃止に伴い、関係条文及び文言を改めるものであります。内容について、新旧対照表で御説明いたしますので、24ページを御覧ください。新旧対照表のうち、下線部分が改正箇所であります。第1節 内部組織は、文言の追加となります。第8条(事務局の分掌事務)は、教育総務課総務係の分掌事務について、18として、市史編さんに関することを追加し、部内の他課に属さない事務に関するものを19に繰り下げるものであります。教育環境係の分掌事務については、学校再編計画の計画期間終了に伴い、計画の推進及び実施に関する項目を削除し、整理するものであります。25ページ、第13条(会計年度職員)は、臨時職員及び非常勤職員の制度が廃止され、新たに会計年度職員の制度となることから、修正及び第2項を追加するものであります。第27条(栗原市郷土資料館)は、条例廃止により削除するものであります。第34条(職及び職務)は、第2項の文言を整理するもので、第37条(組織)は、第2項に、教育センターに置く職員について、規定の追加を行うものであります。以上が改正内容となります。23ページにお戻りください。この規則は、令和2年4月1日から施行することを、附則で規定しております。

以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願ひいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

蘇武委員

市史編さんは、誰か雇うのですか。

教育部長 最後の人事案件にも出てまいります、現在の予定では、4月から教育総務課に再任用職員2人を配置して、どの程度行うかも含めて協議していくということでございます。

蘇武委員 臨時職員と非常勤職員を会計年度任用職員にするということですが、教育センターは、どのように変わるのでしょうか。

教育総務課長 第13条につきましては、会計年度任用職員を置くことができる規定となりますので、今まで臨時職員等が居た場合には、ここに会計年度任用職員を置くことができるという内容になります。

蘇武委員 第13条の教育機関には、どのようなところが入るのでしょうか。

教育総務課長 学校や幼稚園になります。

佐藤教育長 ほかに、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程9 議案第18号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程10 議案第19号 栗原市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 27ページを御覧ください。議案第19号 栗原市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、栗原市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。規程の改正文につきましては、28ページ、29ページを御覧ください。主な改正点は、一迫、金田、長崎、姫松の4公民館及び栗原市郷土資料館等の施設を廃止することにより、その施設長の公印を廃止するものであります。内容については、30ページから31ページの新旧対照表で御確認ください。29ページにお戻りください。この規程は、令和2年4月1日から施行することを、附則で規定しております。

以上で説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

佐藤教育長 説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程10 議案第19号 栗原市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程11 議案第20号 栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長 33ページを御覧ください。議案第20号 栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について、栗原市教育委員会処務規程の一

部を改正する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会 教育長でございます。規程の改正文につきましては、34ページ、35ページを御覧ください。主な改正点は、臨時職員・非常勤職員の制度廃止により、賃金の支出項目も廃止されるものです。内容について、36ページの新旧対照表を御覧ください。別表第1の2の表は、支出に関する表でとなります。2 賃金は、廃止に伴い削除するもので、3以降の項目が繰り上がりとなります。それから、字句の修正ということで、現行18 償還金利子及び割引料は、償還金の後ろに句点が追加になり、現行21 寄付金は、使用している漢字の修正となります。35ページにお戻りください。この規程は、令和2年4月1日から施行することを、附則で規定しております。

以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程11 議案第20号 栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程12 議案第21号 栗原市立学校の少人数指導教諭の任用等に関する規定を廃止する訓令について、日程13 議案第22号 栗原市築館出土文化財管理センター専門員服務規程を廃止する訓令について、日程14 議案第23号 栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程を廃止する訓令について、日程15 議案第24号 栗原市教育委員会臨時職員取扱規程を廃止する訓令については、関連しますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書38ページをお開き願います。議案第21号 栗原市立学校の少人数指導教諭の任用等に関する規程を廃止する訓令について、栗原市立学校の少人数指導教諭の任用等に関する規程を廃止する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。廃止する理由であります。会計年度任用職員に移行しないこと。また、募集に対して応募がないことから廃止するものであります。附則として、令和2年4月1日から施行するものであります。

文化財保護課長

日程綴りの40ページをお開きください。議案第22号 栗原市築館出土文化財管理センター専門員服務規程を廃止する訓令について、栗原市築館出土文化財管理センター専門員服務規程を廃止する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育

長。廃止の理由は、議案第21号と同様、会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、築館出土文化財管理センター専門員の職を廃止することによるものです。施行日は、令和2年4月1日です。

教育総務課長

日程の綴り42ページを御覧ください。議案第23号 栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程を廃止する訓令について、栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程を廃止する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。続いて44ページを御覧ください。議案第24号 栗原市教育委員会臨時職員取扱規程を廃止する訓令について、栗原市教育委員会臨時職員取扱規程を廃止する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。これら2議案の廃止理由は、議案第21号、第22号と同様で、令和2年度から会計年度職員制度が開始されることに伴い、非常勤職員及び臨時職員の制度を廃止することによるものです。2議案とも、施行日は、令和2年4月1日となります。御審議よろしくお願いたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程12 議案第21号 栗原市立学校の少人数指導教諭の任用等に関する規定を廃止する訓令について、日程13 議案第22号 栗原市築館出土文化財管理センター専門員服務規程を廃止する訓令について、日程14 議案第23号 栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程を廃止する訓令について、日程15 議案第24号 栗原市教育委員会臨時職員取扱規程を廃止する訓令については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程16 議案第25号 栗原市立幼稚園専任園長服務規程を廃止する訓令について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書46ページをお開き願います。議案第25号 栗原市立幼稚園専任園長服務規程を廃止する訓令について、栗原市立幼稚園専任園長服務規程を廃止する訓令を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。廃止する理由であります。非常勤特別職であります幼稚園専任園長を、今後、任用しないことから廃止するものであります。施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程16 議案第25号 栗原市立幼稚園専任園長服務規程を廃止する訓令については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程17 議案第26号 栗原市金成地区義務教育学校設置検討委員会設置要綱の告示について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書48ページをお開き願います。初めに議案の訂正をお願いいたします。栗原市金成地区義務教育学校設置検討委員会設置要綱の「検討委員会」が「連絡委員会」になります。お詫びして訂正いたします。

それでは、御説明いたします。議案第26号 栗原市金成地区義務教育学校設置連絡委員会設置要綱の告示について、栗原市金成地区義務教育学校設置連絡委員会設置要綱を、次のように定める。令和2年3月23日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。金成地区義務教育学校につきましては、令和3年4月1日の開設を目標に進めることとしており、令和2年度に連絡委員会を設置し、協議をお願いすることとしております。このことから、本要綱を定めるものであります。要綱につきましては、49ページを御覧ください。主な点を御説明いたします。まず、第2条 所掌事項であります。委員会は、次に掲げる事項を所掌するとして、(1) 栗原市金成地区における義務教育学校創設に関し、意見を述べること。(2) その他栗原市金成地区における義務教育学校創設に関し必要な事項に関する事。組織として、第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。第2項 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱するということで、(1) 金成地区行政区長会から推薦を受けた金成地区の行政区長、(2) 金成幼稚園、金成小学校、金成中学校に在籍する児童、生徒の保護者の代表、(3) 金成幼稚園、金成小学校、金成中学校に勤務する管理職の職員、(4) 学識経験者であります。任期につきましては、委嘱の日から令和3年3月31日までとします。そして、会議、第6条につきましては、委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となるということで、年4回程度を予定しております。50ページをお開きください。附則として、この告示は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

高橋副参事

これまで金成小中学校は、文部科学省から特例校の措置を受け、栗原ふるさと科、国際キャリア科を設置してきました。義務教育学校にすることで、文部科学省の特例を受ける必要がなくなりますので、学校長の判断で、地域の実態に応じた特色ある教育課程を編成することができるようになります。地域社会の実情に即した特色ある学校づくりに寄与していきたいことから、本委員会を設置するものであります。御理解いただきますようお願いいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

- 久我委員 委員会の名称は、検討委員会の方が、正しいのではないのでしょうか。簡単に言うと、学校の名前を変えるだけの検討委員会なのではないですか。義務教育学校について、もう少し分かりやすく説明してください。
- 高橋副参事 教育課程だけではなく、小学校から中学校へ進学する際の中一ギャップ等が減ることのメリットがございます。
- 多田次長 新学習指導要領では、英語科を5、6年生で70時間、中学年で35時間学習することになっており、金成小中学校の国際キャリア課は、特色ある教育課程に該当しなくなっているという問題点がございます。その解消を図るため、義務教育学校の設置を進めるということが一つあります。また、現在、小学校と中学校、二つの学校がありますが、小中一貫をより強く進めるという意味合いからも、義務教育学校の方がふさわしいと考えております。法改正も、そのような形になったので、それに則って行う。したがって、栗原市は、元々、金成小中一貫校を進めたいという意向があることから、検討よりも連絡の方が言葉として、適切ではないかと判断いたしました。
- 久我委員 市議会でも質問があったと思いますが、その中で、検討委員会の設置となっており、連絡委員会の設置とはなっていませんでした。文言が合っていないのではないですか。私は、開校時からPTA会長をさせていただいており、当初から小中一貫校という考えを、主に保護者の方々と共有してきたつもりですが、今の説明では、小中一貫校と義務教育学校の違いが分かりません。
- 多田次長 繰り返しになりますが、市議会へ提案した段階では、検討という言葉を使わせていただきましたが、先ほどお話ししたとおり、学習指導要領の改訂により、小中一貫校が特例として認められなくなってしまいました。小中一貫校を、今後も継続するため、義務教育学校に移行したいという考えであります。このような考えから、当初は、検討ということで始まりましたが、名称としては、連絡の方が適切ではないかと判断したものであります。
- 佐藤教育長 改正前の学校教育法第1条の中に、学校の規定があり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などありましたが、義務教育学校はありませんでした。今は、小学校と中学校が連携し、9年間を見通した教育をした方が、中一ギャップの解消など、様々な面でメリットがあるとされています。これまで、金成小中学校は、特例申請をして小中一貫校を行っていましたが、学校教育法の中に、新たに義務教育学校ができましたので、そちらに移行して一貫教育を推進していこうと考えた次第です。
- 蘇武委員 メリットがあるのであれば、検討委員会を作る意味があるのでしょうか。栗原市教育委員会としては、そのように検討していくという方

向性を出し、時期が来た時に、教育長名で「こうします」と言った方が
良いのではないかと思います。

多田次長

栗原市教育委員会としては、義務教育学校を進めたいという考えで
検討委員会を設置するというのが、大前提でございます。現状でも、学
校やPTAの仕組みは、義務教育学校と同様で大きな変更はございま
せん。学校の名称と仕組みが変わると思われていると思われまので、
本委員会を設置することにより、県内に1校ある義務教育学校を視察
し、金成小中学校と、どのような違いがあるのか、御理解いただくこと
で、安心していただく意味合いがあると考えております。

蘇武委員

県内に一つあるという義務教育学校は、どこですか。

多田次長

名取市立閑上小中学校です。

蘇武委員

そのようなやり方が、スムーズに進められる方策であれば、良いと
思います。

佐藤教育長

名称は、連絡でよろしいですか。

久我委員

はい。

佐藤教育長

ほかに、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程17 議案第26号 栗原市金成地区義務教
育学校設置連絡委員会設置要綱の告示については、原案のとおり可決
いたします。

次に、日程18 議案第27号 栗原市史跡入の沢遺跡保存活用計
画検討委員会設置要綱の告示について、事務局に内容の説明を求めま
す。

文化財保護課長

日程綴りの51ページをお開き願います。議案第27号 栗原市史
跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の告示について、栗原
市史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱を、次のように定
める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございま
す。今回の設置要綱は、平成29年10月13日、国の史跡に指定され
ました史跡入の沢遺跡の保存活用計画を策定するため、設置するもの
でございます。それでは、52ページをお開き願います。設置要綱の主
な条文について、御説明いたします。第1条については、委員会設置の
趣旨について規定しております。第2条については、委員会の所掌事
務、第3条については、委員会の組織及び構成について、規定しており
ます。第4条第1項では、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとし
ております。第7条は、委員の謝礼を規定しております。第8条につい
ては、委員会の庶務について、教育部文化財保護課で処理することを
定めております。それから附則になりますが、施行期日は、告示の日か

らとしております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありませんか。

久我委員

第7条の謝礼について、専門委員の資格は、何か、あるのでしょうか。

文化財保護課長

考古学、歴史学、造園学につきましては、大学教授を想定しております。

佐藤教育長

ほかに、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程18 議案第27号 栗原市史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の告示については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程19 議案第28号 栗原市私立幼稚園への補助金交付要綱を廃止する告示について、日程20 議案第29号 学校教育関係大会等補助金交付要綱を廃止する告示について、日程21 議案第30号 栗原市立学校各種大会参加補助金交付要綱を廃止する告示について、日程22 議案第31号 栗原市スポーツ活動費等助成補助金交付要綱を廃止する告示については、関連しますので、一括審議をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書54ページをお開き願います。議案第28号 栗原市私立幼稚園への補助金交付要綱を廃止する告示について、栗原市私立幼稚園への補助金交付要綱を廃止する告示を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。廃止する理由につきましては、本補助金は、私立に通う園児の保護者の負担軽減を図るとともに、私立幼稚園の健全な運営のための補助金ですが、令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、保護者の経済的負担が軽減されたことから、当該補助金を廃止するものであります。施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案書56ページをお開き願います。議案第29号 学校教育関係大会補助金交付要綱を廃止する告示について、学校教育関係大会補助金交付要綱を廃止する告示を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。廃止する理由につきましては、本要綱は栗原市補助金であり、市の告示で制定するものであります。教育委員会告示としていたため、廃止するものであります。附則については、令和2年4月1日からの施行であります。

続きまして、58ページをお開き願います。議案第30号 栗原市立学校各種大会参加補助金交付要綱を廃止する告示について、栗原市立学校各種大会参加補助金交付要綱を廃止する告示を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。廃止する理由につきましては、先ほどと同様に、本要綱は栗原市補助金であるため、市の告示で制定するものでありますが、教育委員会告示としていたため、正しく改めるものであります。附則として、令和2年4月1日からの施行としております。

以上であります。

社会教育課長

60ページをお開き願います。議案第31号 栗原市スポーツ活動費等助成金交付要綱を廃止する告示について、栗原市スポーツ活動費等助成金交付要綱を廃止する告示を、次のように定める。令和2年3月23日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。この告示につきましては、議案第29号、第30号と同様に、栗原市告示で制定すべきところを教育委員会告示により制定しておりましたので、これを廃止し、栗原市告示により制定するものであります。附則であります、施行期日を令和2年4月1日としております。

以上、4案件について、よろしく御審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありますか。

蘇武委員

これらの補助金は、市の予算から支出するということですか。

社会教育課長

予算上の変更はございません。スポーツ活動費等助成金は、やったね！日本一スポーツ振興事業補助金として、計上しております。

学校教育課長

議案第30号の栗原市立学校各種大会参加補助金につきましても、要綱上、教育委員会告示から市の告示になるということで、予算の変更はございません。

佐藤教育長

ほかに、質問はありますか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程19 議案第28号 栗原市私立幼稚園への補助金交付要綱を廃止する告示について、日程20 議案第29号 学校教育関係大会等補助金交付要綱を廃止する告示について、日程21 議案第30号 栗原市立学校各種大会参加補助金交付要綱を廃止する告示について、日程22 議案第31号 栗原市スポーツ活動費等助成補助金交付要綱を廃止する告示については、原案のとおり可決いたします。

日程23 議案第32号から日程27 議案第36号までの5案件は、人事に関する案件でありますので、秘密会として御審議いただきました

と思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、日程 23 議案第 32 号 栗原市スポーツ推進委員の人事についてから、日程 27 議案第 36 号 栗原市教育委員会職員の人事についてまでの 5 案件は、秘密会とします。

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。

1.1 その他

佐藤教育長

7 その他に入ります。資料に基づき、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長

定例会資料を御覧ください。3月と4月の教育委員会関係行事でございます。3月は離任式、4月は服務宣誓式と、各幼稚園、小中学校の入学・入園式が行われる予定となっております。

以上です。

佐藤教育長

ただいまの報告について、質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、7 その他を終わります。

1.2 次回教育委員会の開催日程

佐藤教育長

次回教育委員会の日程について お諮りします。

4月は22日、午後2時からとしては、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、4月22日、水曜日、午後2時からの開催とさせていただきます。

1.3 閉会

佐藤教育長

以上で、本日の日程のすべてを終了しましたので、会議を閉じます。

午後4時17分

1.4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

日程 1 議案第10号 栗原市長の権限に属する事務の委任について

日程 2 議案第11号 栗原市教育委員会外国青年招致事業員の設置等に関する規則を廃止する規則について

日程 3 議案第12号 栗原市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則について

日程 4 議案第13号 栗原市社会教育指導員設置規則を廃止する規則について

日程 5 議案第14号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

日程 6 議案第15号 栗原市学校等の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

日程 7 議案第16号 栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

- 日程 8 議案第 17 号 栗原市郷土資料館条例施行規則を廃止する規則について
- 日程 9 議案第 18 号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 日程 10 議案第 19 号 栗原市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 日程 11 議案第 20 号 栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
- 日程 12 議案第 21 号 栗原市立学校の少人数指導教諭の任用等に関する規程を廃止する訓令について
- 日程 13 議案第 22 号 栗原市築館出土文化財管理センター専門員服務規程を廃止する訓令について
- 日程 14 議案第 23 号 栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程を廃止する訓令について
- 日程 15 議案第 24 号 栗原市教育委員会臨時職員取扱規程を廃止する訓令について
- 日程 16 議案第 25 号 栗原市立幼稚園専任園長服務規程を廃止する訓令について
- 日程 17 議案第 26 号 栗原市金成地区義務教育学校設置検討委員会設置要綱の告示について
- 日程 18 議案第 27 号 栗原市史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱の告示について
- 日程 19 議案第 28 号 栗原市私立幼稚園への補助金交付要綱を廃止する告示について
- 日程 20 議案第 29 号 学校教育関係大会等補助金交付要綱を廃止する告示について
- 日程 21 議案第 30 号 栗原市立学校各種大会参加補助金交付要綱を廃止する告示について
- 日程 22 議案第 31 号 栗原市スポーツ活動費等助成補助金交付要綱を廃止する告示について
- 日程 23 議案第 32 号 栗原市スポーツ推進委員の人事について
- 日程 24 議案第 33 号 栗原市任期付市費負担教員の採用について
- 日程 25 議案第 34 号 栗原市任期付市費負担教員の更新について
- 日程 26 議案第 35 号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について
- 日程 27 議案第 36 号 栗原市教育委員会職員の人事について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 22 日

会議録署名委員 _____

// _____